

# 大同のMMF(マネー・マネージメント・ファンド)

追加型投信 / 国内 / 債券 / MMF

[投資信託説明書(交付目論見書) | 2012.8.31]

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページに掲載しております。
- ファンドの信託約款の全文は、投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、投資信託説明書(請求目論見書)の交付を請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合は、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- ファンドの信託財産は、信託法に基づき、受託会社において分別管理されています。

ファンドの販売会社、基準価額などについては、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

**T&Dアセットマネジメント株式会社** 金融商品取引業者登録番号：関東財務局長(金商)第357号  
設立年月日：1980年12月19日 資本金：11億円 運用する投資信託財産の合計純資産総額：1兆1,510億円  
(資本金、運用純資産総額は2012年6月末日現在)

<照会先>

電話番号：**03-3434-5544**  
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

インターネットホームページ：<http://www.tdasset.co.jp/>

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

**三井住友信託銀行株式会社**

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類				属性区分		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
追加型	国内	債券	MMF	債券 一般	日々	日本

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「大同のMMF(マネー・マネージメント・ファンド)」の募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成24年2月29日に関東財務局長に提出しており、平成24年3月1日にその効力が生じております。

# ファンドの目的・特色

## 《ファンドの目的》

内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保をめざして運用を行います。

## 《ファンドの特色》

- わが国の国債証券、政府保証債券やコマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品等を中心に投資します。
- 組入資産は、主として受渡日から償還日または満期日までの期間が1年を超えないものとしします。
- その他、社団法人投資信託協会規則「MMF等の運営に関する規則」に従い運用します。
- 毎日決算を行い、運用収益(純資産総額の元本超過額)の全額を収益分配金に充当いたします。
- 収益分配金は、前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの1ヵ月分をまとめて税引後、当月の最終営業日に自動的に全額再投資されます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

## ◆主な投資制限

株式への投資                      株式への投資は行いません。

デリバティブの使用              有価証券先物取引等は、価格変動リスクの回避を目的に行います。

# 投資リスク

## 《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者に帰属します。

したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

債券価格変動リスク	債券(公社債)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。一般に市場金利が上昇した場合や発行体の信用度が低下した場合には債券の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。
信用リスク	有価証券の発行者、または金融商品の運用先に債務不履行等が発生または懸念される場合、有価証券または金融商品等の価格は下落し、もしくは価値がなくなることがあります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。
流動性リスク	市場規模や取引量が小さい場合や、市場の混乱等のために、市場における取引の不成立や通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

※基準価額の変動要因(リスク)は、上記に限定されるものではありません。

## 《その他の留意点》

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入した場合は投資者保護基金による支払対象ではありません。

## 《リスクの管理体制》

委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。

また、運用部門から独立した部門がファンドのパフォーマンス評価・分析および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

# 運用実績

2012年6月29日現在

## 7日間平均年換算利回り・純資産の推移



※7日間平均年換算利回りは税引前です。

※分配金の安定化を図るため、2007年4月9日に信託報酬率の計算方法を改定しました。

## 主要な資産の状況

### ●組入上位銘柄

銘柄名 (銘柄数20) <sup>※1</sup>	種類	比率
第276回国庫短期証券 <sup>※2</sup>	国債証券	11.1%
第271回国庫短期証券	国債証券	10.6%
第286回国庫短期証券	国債証券	10.0%
第256回国庫短期証券	国債証券	8.5%
第276回国庫短期証券	国債証券	6.3%
第273回国庫短期証券	国債証券	5.3%
第281回国庫短期証券	国債証券	5.3%
第275回国庫短期証券	国債証券	4.8%
第270回国庫短期証券	国債証券	4.2%
第279回国庫短期証券	国債証券	4.2%

※1 銘柄数には現先取引により取得したものを含まず。

※2 現先取引により保有している債券です。

### ●投資比率

債券	91.6%
国債証券	88.2%
地方債証券	2.3%
特殊債券 (除く金融債券)	1.1%
金融債券	—
普通社債券	—
コール・ローン、その他	8.4%
合計	100.0%

※債券には現先取引により取得したものを含まず。

◆本資料の内容は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。  
◆最新の運用状況は委託会社のホームページをご覧ください。

# 手続・手数料等

## 《お申込みメモ》

購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	購入日の前日の基準価額 販売会社が購入申込受付日の正午以前に購入代金を受領した場合は、購入申込受付日が購入日となります。正午を過ぎて購入代金を受領した場合は、購入申込受付日の翌営業日が購入日となります。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ただし、販売会社により異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の前日の基準価額 保有期間が30日未満の場合は、信託財産留保額を換金代金から差し引きます。
換金代金	原則として換金申込受付日の翌営業日からお支払いします。
申込締切時間	販売会社が定める時間
購入の申込期間	平成24年3月1日から平成25年2月28日まで 期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	購入日の前日の基準価額が1万円(1万口当たり)を下回った場合は、原則として購入申込の受付を行いません。金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込の受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限(平成4年5月8日設定)
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回るようになった場合、その他やむを得ない事情が発生した場合等には、繰上償還となる場合があります。
決算日	毎日
収益分配	毎日決算を行い、運用収益(純資産総額の元本超過額)の全額を収益分配金に充当いたします。収益分配金は、毎月最終営業日に1ヶ月分がまとめて税引後無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	5,000億円
公 告	委託会社が投資者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	年2回(5月、11月)および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は公社債投資信託として取扱われます。

# 《ファンドの費用・税金》

## ●ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用																	
購入時手数料	ありません。																
信託財産留保額	保有期間が30日未満の場合には、 <u>1万口につき10円</u> とします。																
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																	
運用管理費用 (信託報酬)	<p>信託元本額に年<b>0.5071%以内</b>の率を乗じて得た額とします。各週の最初の営業日(委託会社の営業日をいいます。以下同じ。)から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期間にかかる信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの7日間の元本1万口当たりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に応じて下記の通りになります。</p> <p>①年換算収益分配率が6%未満の場合は、信託元本の額に年0.3557%以内の率を乗じた額とし、かつ該当年換算収益分配率を上回らないものとします。</p> <p>②年換算収益分配率が6%以上8%未満の場合は、信託元本の額に年0.4056%の率を乗じた額とします。</p> <p>③年換算収益分配率が8%以上の場合は、信託元本の額に年0.5071%の率を乗じた額とします。</p> <p>※ファンドの運用管理費用(信託報酬)は、毎月最終営業日または償還時にファンドから支払われます。</p> <p>[運用管理費用(信託報酬)の配分]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>委託会社</th> <th>受託会社</th> <th>販売会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年換算収益分配率が6%未満の場合</td> <td>年 0.08%以内</td> <td>年 0.025%以内</td> <td>年 0.2507%以内 (税込)</td> </tr> <tr> <td>年換算収益分配率が6%以上8%未満の場合</td> <td>年 0.085%</td> <td>年 0.025%</td> <td>年 0.2956% (税込)</td> </tr> <tr> <td>年換算収益分配率が8%以上の場合</td> <td>年 0.11%</td> <td>年 0.025%</td> <td>年 0.3721% (税込)</td> </tr> </tbody> </table>		委託会社	受託会社	販売会社	年換算収益分配率が6%未満の場合	年 0.08%以内	年 0.025%以内	年 0.2507%以内 (税込)	年換算収益分配率が6%以上8%未満の場合	年 0.085%	年 0.025%	年 0.2956% (税込)	年換算収益分配率が8%以上の場合	年 0.11%	年 0.025%	年 0.3721% (税込)
		委託会社	受託会社	販売会社													
	年換算収益分配率が6%未満の場合	年 0.08%以内	年 0.025%以内	年 0.2507%以内 (税込)													
	年換算収益分配率が6%以上8%未満の場合	年 0.085%	年 0.025%	年 0.2956% (税込)													
年換算収益分配率が8%以上の場合	年 0.11%	年 0.025%	年 0.3721% (税込)														
その他の費用・手数料	<p>【監査費用】 毎日、ファンドの純資産総額に年0.000525%(税抜0.0005%)の率を乗じて得た額とし、ファンドでご負担いただきます。</p> <p>【その他】 証券取引に伴う手数料等をファンドでご負担いただきます。これらの費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>																

※上記の費用の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## ●税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の税率です。(非課税制度等をご利用の場合は異なる場合があります。)

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	利子所得として課税 分配金に対して20%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	利子所得として課税 換金(解約)時及び償還時の元本超過額に対して20%

・上記は、平成24年6月末日現在のものです。平成25年1月1日以降は20.315%となる予定です。

・なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

・法人の場合は上記とは異なります。

・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

